

登録コード	UAL11600	開講年度	2026				
授業題目	民事法学演習Ⅱ					担当教員	栗田 晶 他
						副担当	橋本 彩
単位数	2	講義期間	前期	曜日・時限	集中・不定期		
				授業形態	演習		
信大コンピテンシー	該当						
(1)授業の達成目標	授業で得られる「学位授与の方針」					⇔	【授業の達成目標】
	2 6 UAカリ・総人社・法学，2 4 UAカリ・総人社・法学，2 3 UAカリ・総人社・法学						
	【法学】量的・質的分析方法を身につけると同時に、地域・社会・経済の抱える課題について、課題解決に必要な情報を収集する能力及び収集した情報を適切に分析し、法的評価ができる能力を有する。法律的な考え方を身につけており、各領域の特徴を学び多面的に展開できる応用力を有する。					⇔	民事法の関連する課題について、情報の収集分析と法的評価を行い、問題解決の方法や視点について説明することができるようになる。民事法に関する考え方を課題に即して説明することができるようになる。
	【法学】多領域のステークホルダーを動員し、地域・社会の課題に対して主体的に取り組みながら、問題解決のための法秩序を構想し、地域・社会に法的に妥当な選択肢を示すことのできる提案力を有する。					⇔	民事法の関連する課題に主体的に取り組み、課題解決の選択肢として法的に妥当な提案内容を説明することができるようになる。
	【法学】人間と社会を探究する学問分野間の総合的な知見と法律的な考え方を活かし、俯瞰的な視野で課題を捉える力を有する。					⇔	総合的な知見と民事法に関する法律的な考え方を活かし、俯瞰的な視野の下で問題の所在や解決方法などを説明することができるようになる。
	【法学】基本的人権やコンプライアンスを尊重する姿勢を身につけ、法学分野の地域中核人材・研究者として備わっているべき倫理観を有する。					⇔	研究上の倫理を遵守して研究を実施し、自らの考え方を説明することができるようになる。
(2)授業の概要	民事法学分野の研究を行う学生を対象に、演習Ⅰの成果も踏まえて、修士論文執筆に必要な指導を行う。この授業は、民事法学分野を専門とする教員全員が共同で担当する授業である。各教員の専門分野は、栗田（民法財産法）、弘中（民法財産法、労働法）、寺前（商法）、崔（民事手続法）、小林（環境法）、金井（消費者法）である。代議委員会における所定の手続に従い、上記の教員の何れかを主指導教員として登録決定した学生がこの授業の履修者となる。 この授業において、履修者は、主に主指導教員のもとで研究指導を受けるが（主に主指導教員のもとでの報告、質疑を内容とする）、履修者全員が参加する中間報告会では、民事法学分野を専攻する担当教員全員による幅広い助言・指導を受ける。						
(3)授業計画	第1回～10回：履修者による報告と質疑 第11回：中間報告会 第12回～14回：中間報告会での質疑を踏まえた検討 期末試験：無し レポート課題の出題時期や提出期限等については初回ガイダンスにおいて適宜周知する。						
(4)成績評価の方法	履修者は、最終の授業終了後、1年間の研究成果を取り纏めたレポートを提出する。成績は、中間報告における報告内容及び質疑応答（40％）とレポート（60％）をもとに評価する。						
(5)成績評価の基準	研究テーマに関する先行業績や裁判例、その他の必要な資料を収集分析することができており、論文の形式や作法を身に付けることができていれば、「水準にある」。 研究において解決すべき問題状況を明確にし、解決方法を提示することができていれば、「やや上にある」。課題の重要性や視点の新しさ、議論の緻密さに応じて、「かなり上にある」又は「卓越している」。						
(6)事前事後学習の内容	履修者は、事前に、報告に必要な資料の収集をするなど報告の準備が必要となる。						
(7)履修上の注意	演習Ⅰを修得済みであることが演習Ⅱの履修の要件となる。						
(8)質問,相談への対応	担当教員全員が質問、相談に対応する。連絡先等は学生便覧または履修案内に記載する。						
【教科書】	なし。						
【参考書】	履修者の研究内容及び研究状況に応じて示す。						